

令和5年度中小企業等再起支援事業補助金 【四次募集】

事業の目的

本事業は、エネルギー価格等の物価高騰の影響により業況が悪化し、厳しい経営状況におかれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、販路開拓、生産性向上、新商品・新役務の展開、売上原価の抑制の取組を支援します。

なお、本補助金については、宮城県から補助を受けた「みやぎおうえんコンソーシアム」(補助金事務局)を通じて、事業者の皆様へ交付するものです。

■申請受付期間

令和5年12月27日(水)～令和6年1月31日(水) ※期間中の消印有効

※予算上限に達する見込みとなった時点で、申請期間中であっても受付を終了させていただく場合があります。

■補助対象者

以下の要件を満たす県内に本社・本店又は住所を有する中小企業・小規模事業者等 (個人事業主、NPO法人含む)

エネルギー価格等の物価高騰の影響により、下記①、②のどちらかのとおり売上高等が減少していること

①「売上高」の減少

令和5年1月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年から令和4年までの同月比で30パーセント以上減少していること

②「売上営業利益率」の減少 今回拡充

【法人の場合】申請日以前の直近決算期の「売上営業利益率」が対前期比で減少していること

【個人事業主の場合】令和4年分の「売上営業利益率」が対前年比で減少していること

※法人の場合、上記②について直近決算期の税申告が完了していない場合は、2期前と3期前の決算期を比較します。

■補助対象事業等

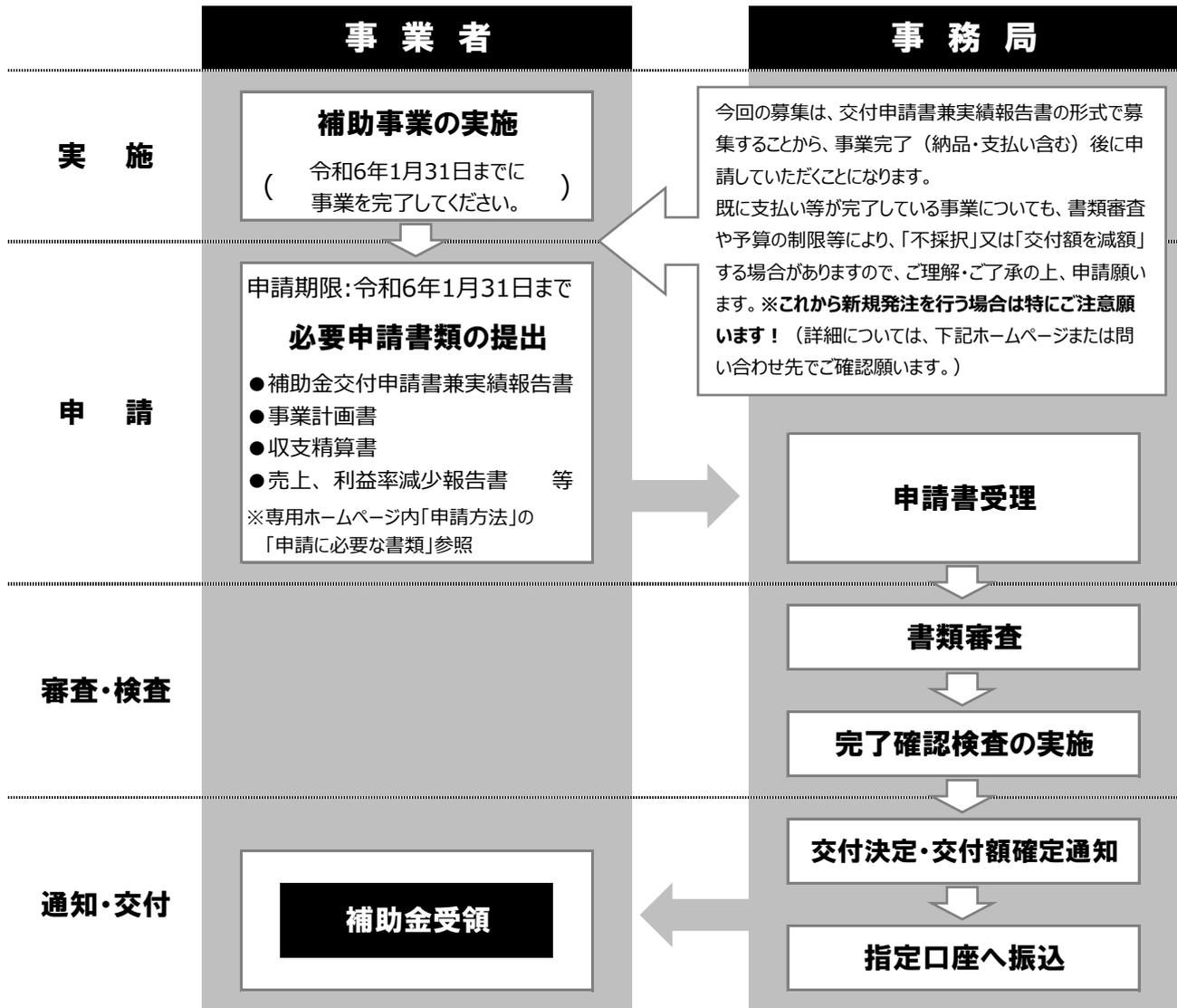
事業期間:令和5年4月1日～令和6年1月31日(期間内に発注、納品、支払いが完了した事業)

※今回の募集は、「交付申請書兼実績報告書」形式で募集しますので、事業完了後の申請となります。

募集開始(12/27)前に既に支払いまで完了している事業についても申請可能です。

補助対象事業	対象となる事業の例
(1) 販路開拓を図る取組 (2) 生産性向上を図る取組 (3) 新商品・新役務の展開を図る取組 (4) 売上原価の抑制を図る取組	【(1) 販路開拓を図る取組】 ○新たな広告展開 ○展示会・見本市への出展、商談会への参加 など
補助率 2/3以内	【(2) 生産性向上を図る取組】 ○Wi-Fi設備やキャッシュレス決済機器導入 ○タブレット端末等によるセルフオーダーシステム導入 など
補助限度額 1,000千円 (下限額:300千円)	【(3) 新商品・新役務の展開を図る取組】 ○新たな商品開発やそれに伴う設備導入 ○新たな販売形態(通信販売、イートインスペース等)に必要な設備導入 など
	【(4) 売上原価の抑制を図る取組】 ○原材料等を自ら製造するために必要な設備導入 ○原材料等を変更するために必要な設備導入 など

■事業の流れ(実施、申請から交付まで)



- 四次募集では、令和2年度～令和4年度に募集した「宮城県中小企業等再起支援事業補助金」の交付を受けた事業者についても、**支援機関(商工会・商工会議所等)の意見書不要**で申請可能です。
- また、今回の募集では、**故障交換**または**老朽化対策**に伴う機械設備の更新または店舗リフォーム等についても、**表面(1)～(4)の取組に必要な事業で補助対象経費に該当するもの**であれば補助対象事業として申請していただけます。
- また、**適切で円滑な価格転嫁**を実現するために行う、**商品の付加価値向上に必要な生産設備の購入**や**顧客満足度の向上に必要な店舗リニューアル**等を、「生産性向上を図る取組」の事例に追加しました。

■申請方法

令和5年度中小企業等再起支援事業専用ホームページ(12/27公開予定)をご確認いただき、必要書類を揃えた上で、申請窓口へ郵送してください。

令和5年度中小企業等再起支援事業
【四次募集】専用ホームページ

<https://miyagi-chusho-saiki.jp/r5yonji/>

■問い合わせ先



【制度全般について】

宮城県経済商工観光部中小企業支援室 TEL022-211-2742
(平日のみ 午前8時30分から午後5時15分まで) ※12月29日～1月3日除く

【申請書類について】

宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局 TEL022-266-3821
(平日のみ 午前10時から午後5時まで) ※12月29日～1月3日除く